

六 五 額 面 金 額 の 額	四 發 行 額	三 發 行 方 法	二 名 稱 及 び 記	成 省 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。 財 務 大 臣 塩 川
五 一 一 五 で る 条 財 五 に 規 等 運 う 額 方 引 の を 国 律 資 十 關 の 平 四 利 付 國 債 の 發 行 等 に 關 する 省 令 （ 昭 和 五 十七 年 大 藏 省 令 第 三 百 四 十 七 號 ）	平成十四年十一月二十日に行なつた成十四利付國庫債券（十年）（第二百回）			
五 一 一 五 で る 条 財 五 に 規 等 運 う 額 方 引 の を 国 律 資 十 關 の 平 四 利 付 國 債 の 發 行 等 に 關 する 省 令 （ 昭 和 五 十七 年 大 藏 省 令 第 三 百 四 十 七 號 ）	財務大臣 塩川正十郎			

払 経 利	募 発 種
込 過	集 類
み 利	の 行
子	価
の 率	格 日

(一) 年 錢 額 平 一  
 面 成 億 円 及び十億円の六種  
 す 出 額 一  
 る し に 国 一・パーセント  
 期 た 加 債 募 集  
 日 金 額 え 、 引 受  
 に 払 を 次 の 算 団  
 い 第 算 团 式は  
 込 十 算 团 式に  
 む 七 式 は  
 号 に 、  
 の よ 払  
 と 規 り 込  
 す 定 算 金

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{1.1}{100} \times \frac{61}{365}$

(二)  
 イる税法金前はい次のしは  
 こ率人額記外てに二た、次  
 をがに(一)国取掲げる前に  
 乗適當の法得げを記掲  
 乗じた金額か(一)の算式に  
 乘じた金額(ただし、分出で  
 けける者り場非發行時  
 を所又算合居行時に百算い  
 控得は出に住時に是者に  
 除税外しは者にすの國た、又お

り泉債以い二大関括  
 登徵の下う号藏す登發行時において  
 登錄され子同一規令省へ  
 される係に以下定第令國  
 者る者る同す四へ債  
 の所記得てを括第五括登  
 名税い除登二十登錄  
 にがるく錄条五錄へ  
 よ源國。を第年に一

十 十 十  
六 五 四 三

募 扱 元 償 償 後 第  
集 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
間 支 額 限 子 以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期における利子を支払う。  
平成二十四年九月二十日額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店、支店、代理店、  
国債代理店及び国債元利金支払  
取扱店並びに取扱郵便局  
平成十四年十月二十四日から平  
成十四年十一月十四日まで

額面金額又は登録金額 ×  $\frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

平成十五年三月二十日を支払期に算出しある。いへと支払は規定、

十一  
初  
期  
利  
子

口 発行時ににおいて、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混載寄託されるもの。

八 一括登録されないもの（発行時ににおいて、所得税法第十条、第十一條若しくは第一百七十六条第一項又は租税特別措置法第四条、第四条の二、第四条の三若しくは第九条の三第二項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除

十七

拝達期日

平成十四年十一月二十日